

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月3日 06時55分ごろ
発生場所	熊本県天草市本渡港防砂堤の南側水路 本渡港灯標から真方位056° 240m付近 (概位 北緯32° 27.4′ 東経130° 12.4′)
事故の概要	プレジャーボートブルートパズは、南西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月23日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ブルートパズ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	235-48651熊本、株式会社セルモ
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に塗装剥離、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、本渡港防砂堤の南側水路を南西進中、同水路の南方付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、船長がマリーナに救助を要請し、来援したマリーナの船によって離礁後、自力で航行してマリーナに戻った。 本船の喫水は、船首不詳、船尾約2.4mであった。 船長は、本渡港防砂堤の南側水路の航行経験が3回ほどあり、事前に同水路の水路調査を行っていたので、付近に浅所域があることを知っていた。 船長は、GPSプロッターの画面に表示された過去の航跡を確認しながら航行していたが、似たような色で表示されていた2m等深線と過去の航跡とを見誤ったと、本事故後に思った。
分析	本船は、船長が、GPSプロッターの画面に表示された過去の航跡を見ながら本渡港防砂堤の南側水路を航行する際、2m等深線と過去の航跡とを見誤ったことから、同水路の南方付近の浅所に向けて航行していることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、2m等深線と過去の航跡とが似た色で表示されていたことから、2m等深線と過去の航跡とを見誤った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、船長が、GPSプロッターの画面に表示された過去の航跡を見ながら本渡港防砂堤の南側水路を航行する際、2m等深線と過

	去の航跡とを見誤ったため、同水路の南方付近の浅所に向けて航行していることに気付かず、本船が同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	船長は、本事故後、GPSプロッターの航跡を等深線とは別の色で表示されるように設定した。